

山梨県公報

第百九十七号

令和三年

六月十日

木曜日

目次

- 告示
○令和三年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日……………二九五
○都市計画の変更……………二九五
公告
○土地改良区役員の退任及び就任……………二九五
○屋外広告物講習会の開催について……………二九七
正誤
○令和三年三月三十一日付号外第九号中……………二九八

告示

山梨県告示第百七十号

令和三年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、令和三年六月十日から同年七月二十日までの日及び同年八月三十一日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月二十日にあつては午後六時前に、同年八月三十一日にあつては午後六時以後に利用を開始する場場合に限り、許可を要しないものとする。

令和三年六月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年六月十日

公告

- 山梨県知事 長崎 幸太郎
- 都市計画の種類 甲府都市計画道路(三・四・十号 高畑町昇仙峡線)
 - 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
 - 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

●土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。
令和三年六月十日

一 退任
山梨県知事 長崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	小林正幸	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	令和三年四月三十日
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	同
同	小林正章	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	同
理事	天野由郎	大月市初狩町下初狩二百二十番地	同
同	岡田光市	大月市初狩町下初狩五百十番地三	同
同	杉本章二	大月市初狩町下初狩三千百四十三番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林修	小林一康	小林高志	小林孝彦	小林久雄	渡辺隆久	小林由雄	柴田栄治	小林敬治	小林和人	藤本寿之	小笠原泰人
大月市初狩町中初狩八百六十番地	大月市初狩町中初狩八百十八番地	大月市初狩町中初狩七百三十三番地	大月市初狩町中初狩八百八十八番地	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩五百三十三番地一	大月市初狩町中初狩二百六十六番地二	大月市初狩町下初狩二千六十三番地	大月市初狩町下初狩千八百五十九番地	大月市初狩町下初狩三百九十一番地	大月市初狩町下初狩三百七十六番地一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	小林正幸	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	令和三年五月一日
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	同
同	小林正章	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	同
理事	小笠原昌一	大月市初狩町下初狩三千三百三十一番地	同
同	岡田光市	大月市初狩町下初狩五百十番地三	同
同	小笠原泰人	大月市初狩町下初狩三百七十番地	同

同	同	同	同
小林一敏	小林富士夫	小林孝至	小林春樹
大月市初狩町中初狩八百十六番地	大月市初狩町下初狩二千六十五番地	大月市初狩町中初狩二千五百四十四番地	大月市初狩町中初狩二千八十八番地
同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林修	小林一康	小林高志	小林孝彦	小林孝昭	小林久雄	渡辺隆久	小林由雄	小林敬治	小林和人	安富芳森	
大月市初狩町中初狩八百六十 九番地	大月市初狩町中初狩八百十八 番地	大月市初狩町中初狩七百三十 三番地	大月市初狩町中初狩八百八十 番地	大月市初狩町中初狩二百十七 番地二	大月市初狩町中初狩四百八十 四番地	大月市初狩町中初狩三百七十 二番地一	大月市初狩町中初狩五百三番 地一	大月市初狩町下初狩二千六十 三番地	大月市初狩町下初狩千八百五 十九番地	大月市初狩町下初狩三千三百 十番地一	六番地一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同
小林高久	小林春樹	小林孝至	小林富士夫	飯島孝二
大月市初狩町中初狩八百九十 九番地二	大月市初狩町中初狩二千八十 番地	大月市初狩町中初狩二千五十 四番地	大月市初狩町下初狩二千六十 五番地	大月市初狩町下初狩三千百八 十四番地十
同	同	同	同	同

● 屋外広告物講習会の開催について
 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

令和三年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催日時 令和三年九月三日（金）午前九時十分
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館（二階大会議室）
- 三 科目
 - 1 屋外広告物に関する法令
 - 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - 3 屋外広告物の施工に関する事項
 - 4 受講手数料 一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。なお、受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。）
 - 五 受講申込み期間 令和三年七月五日（月）から同年八月二十七日（金）までに、郵送により提出（令和三年八月二十七日（金）必着）
 - 六 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和三年三月三十一日（号外第九号）山梨県条例第二十六号（山梨県県税条例等の一部を改正する条例）

三	上	十	令和二年度エネルギー消費効率	令和二年度基準エネルギー消費効率
六	下	十二	又は第五号	又は第五項
八	上	七	平成十七年ガソリン軽中量基準	平成十七年ガソリン軽中量車基準
		七 八		
		十一	次項第二項	次項第二号